

ガス小売経過措置料金に係る原価算定期間終了後の 事後評価について

(趣旨)

旧一般ガスみなしガス小売事業者 8 社（原価算定期間中の大阪ガスは対象外）のガス小売経過措置料金に係る原価算定期間終了後の事後評価について、2020 年 11 月 30 日に開催された料金制度専門会合において、事後評価を実施したため、その結果を報告するとともに、経済産業大臣への回答についてご審議いただく。

主なポイント

1. 料金制度専門会合における事後評価の結果について

11 月 30 日に開催された料金制度専門会合において、本省所管の対象事業者 2 社（東京ガス及び東邦ガス）及び地方局所管の対象事業者 6 社（京葉ガス、京和ガス、熱海ガス、日本ガス、河内長野ガス及び南海ガス）の計 8 社について、ガス小売経過措置料金に係る原価算定期間終了後の事後評価を実施したため、その結果について、資料 4－1 のとおり報告する。

2. 経済産業大臣への回答について

本省所管の対象事業者 2 社について、11 月 11 日付けにて、経済産業大臣から本委員会委員長宛てに意見を求められていることから、委員会として、回答案（資料 4－2）のとおり、値下げ認可申請の必要があると認められる事業者はいなかった旨、回答を行うこととしたい。

なお、地方局所管の対象事業者 6 社については、事後評価の事務を委任している各地方局において、委員長名で経済産業局長宛てに回答を行うこととなる。

(参考) 経緯・開催実績

2020 年 11 月 11 日	経済産業大臣及び経済産業局長から 電力・ガス取引監視等委員会へ意見聴取
11 月 18 日	第 298 回電力・ガス取引監視等委員会
11 月 30 日	第 4 回料金制度専門会合
12 月 7 日	第 299 回電力・ガス取引監視等委員会（本日） （経済産業大臣への回答の審議）

以上

ガス小売経過措置料金に係る 原価算定期間終了後の事後評価

第4回 料金制度専門会合 事務局提出資料

2020年11月30日（月）

目次

1. ガス小売経過措置料金の事後評価について
2. 総評

1. ガス小売経過措置料金の事後評価について（1）

- 2017年4月のガス小売全面自由化後において、ガス小売事業者が設定する料金は自由であることが原則であるものの、事業者間の適正な競争関係が認められないこと等により使用者の利益を保護する必要性が特に高いと認められる場合に、経済産業大臣が指定した供給区域等において小売料金規制を存置することとしたものが経過措置料金規制であり、旧一般ガスみなしガス小売事業者202社（2017年4月1日時点）のうち、現在、経過措置料金規制が存置されている事業者は9社（※）となっている。
- 旧一般ガスみなしガス小売事業者9社のガス小売経過措置料金については、経済産業大臣が、原価算定期間終了後に毎年度、規制部門のガス事業利益率が必要以上に高くなっていないかなどを確認する事後評価を行うこととなっているところ、2020年11月11日付けで経済産業大臣及び経済産業局長から電力・ガス取引監視等委員会に対して、旧一般ガスみなしガス小売事業者9社のうち原価算定期間中の大阪ガスを除く8社のガス小売経過措置料金の事後評価について意見の求めがあったことから、料金制度専門会合において、事後評価を行うこととしている。

※旧一般ガスみなしガス小売事業者9社

＜本省所管＞ 東京ガス、東邦ガス、大阪ガス

＜地方局所管＞ 京葉ガス、京和ガス、熱海ガス、日本ガス、河内長野ガス、南海ガス

1. ガス小売経過措置料金の事後評価について（2）

- 電気事業法等の一部を改正する等の法律附則に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（20170329 資第5号）第2（8）④に基づき、以下の項目について評価を行うこととしている。

＜ステップ1＞ 規制部門のガス事業利益率による基準

規制部門のガス事業利益率（ガス事業利益／ガス事業収益）の直近3カ年度平均値が、旧一般ガスみなしガス小売事業者9社の過去10カ年度平均値を上回っているかどうかを確認

＜ステップ2＞ 規制部門の超過利潤累積額による基準又は自由化部門の収支による基準

前回料金改定以降の超過利潤の累積額が一定水準額（本支管投資額（過去5年平均）または事業報酬額のいずれかの額）を超えているかどうか、または自由化部門の収支が直近2年度間連続で赤字であるかどうかを確認

⇒ 上記のステップ1に該当し、かつ、ステップ2のいずれかに該当する場合には、経済産業大臣が料金変更認可申請命令の発動の要否を検討

(参考 1) 料金変更認可申請命令に係る審査基準

- 原価算定期間終了後に料金改定を行っていない旧一般ガスみなしガス小売事業者については、
＜ステップ 1＞ 規制部門のガス事業利益率による基準、＜ステップ 2＞ 規制部門の超過利潤累積額による基準又は自由化部門の収支による基準で得られた情報を基に、第 3 弾改正法附則第 2 2 条第 4 項に基づく料金変更認可申請命令の発動の要否の検討を行う（※ 1）。

※ 1：「原価算定期間終了後、評価開始日までに料金改定を実施」または「既に料金改定を発表している」場合は事後評価の対象外

＜ステップ 1＞ 規制部門のガス事業利益率による基準

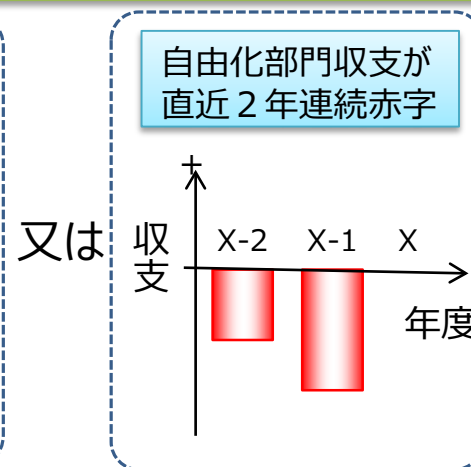
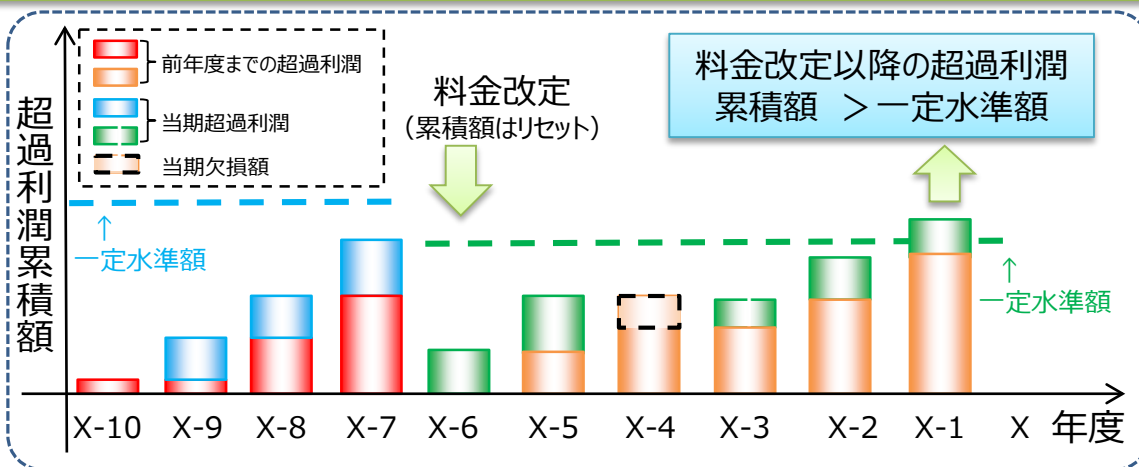
→ 規制部門のガス事業利益率（ガス事業利益／ガス事業収益）の直近 3 カ年度平均値が、旧一般ガスみなしガス小売事業者 9 社の過去 10 カ年度平均値を上回っているかどうかを確認。

- ① 該当会社の規制部門におけるガス事業利益率（直近 3 カ年度平均）
- ② 旧一般ガスみなしガス小売事業者 9 社の規制部門におけるガス事業利益率（過去 10 カ年度平均）

➤ ① > ② の場合 → ステップ 2 へ

＜ステップ 2＞ 規制部門の超過利潤累積額による基準又は自由化部門の収支による基準

→ 前回料金改定以降の超過利潤（＝当期純利益－事業報酬）の累積額が一定水準額（本支管投資額（過去 5 年平均）又は事業報酬額のいずれかの額）を超えているかどうか、又は自由化部門の収支が直近 2 年度間連続で赤字であるかどうかを確認。

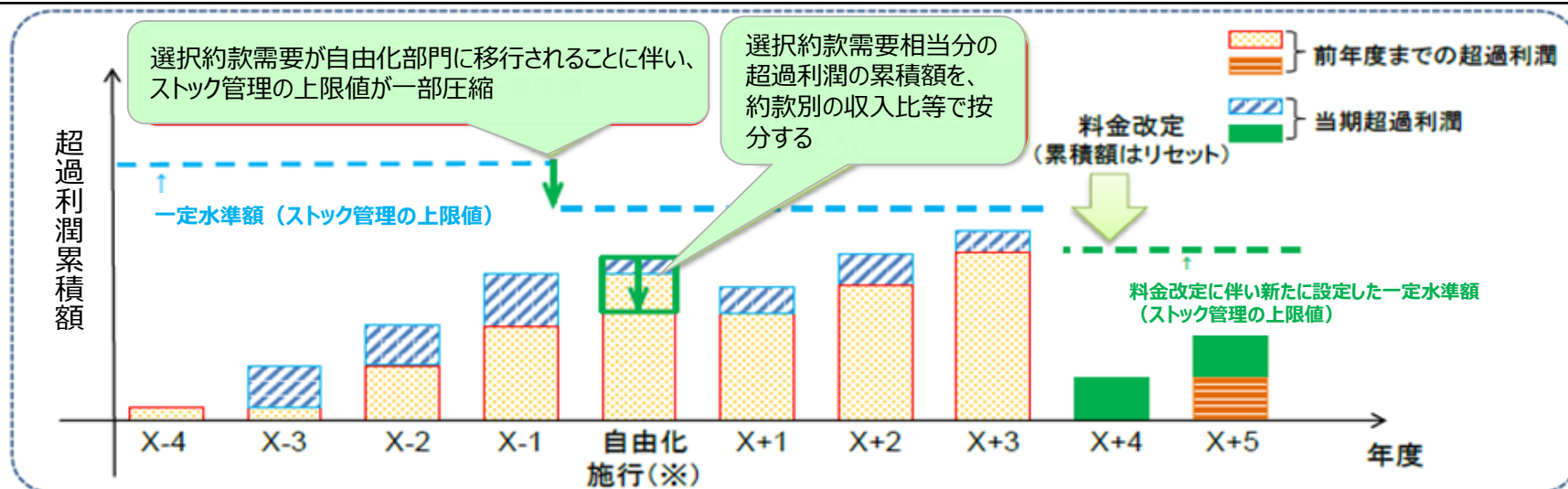


料金変更認可申請
命令発動

(参考 2) 一定水準額と 2016 年度末超過利潤累積額の補正

事後評価におけるストック管理上限額及び既存の超過利潤の取扱い

1. 原価算定期間終了後における事後評価において、規制部門のガス事業利益率の直近 3 か年度平均値が、旧一般ガスみなしガス小売事業者 9 社の過去 10 か年度平均値を上回っている場合には、前回料金改定以降の超過利潤（＝当期純利益－事業報酬）の累積額が一定水準額（本支管投資額（過去 5 年平均）または事業報酬のいずれかの額）を超えているかどうか、変更認可申請命令を発動する基準の一つとなっている。
2. 小売全面自由化を実施した場合には、自由化部門の需要へ移行される「選択約款需要」を除いた「規制部門＝指定旧供給区域等需要部門」における一定水準額をストック管理の上限値とする。
この場合、既存の超過利潤の累積額についても、「選択約款需要」相当分を圧縮する必要があるが、その方法については、①各事業年度の供給約款及び選択約款に係る配賦係数を有する場合は当該配賦係数を用いることとし、②各事業年度の供給約款及び選択約款に係る配賦係数を有しない場合は、2016 年度における供給約款と選択約款との収入比で按分することとする。
3. なお小売全面自由化以降、指定旧供給区域等小売供給約款の値上げ認可申請又は値下げ届け出がなされる場合、既存の超過利潤の累積額はすべてリセットされることから、特段の制度的措置は不要。



※ここでは、現行の供給約款を指定旧供給区域等小売供給約款にみなす場合を想定。

※仮に、自由化施行のタイミングで指定旧供給区域等小売供給約款の原価を洗い替えた場合、累積額はリセットされる。

1. ガス小売経過措置料金の事後評価について（3）

- 原価算定期間終了後、評価開始日までに料金改定を行っていない旧一般ガスみなしガス小売事業者8社（大阪ガス（※1）以外）について、審査基準に基づく評価を実施した結果、料金変更認可申請命令発動の要否の検討対象となる事業者はいなかった。

※1：大阪ガスは、原価算定期間（2018年10月～2021年9月）が終了していないため事後評価の対象外。

（単位：百万円）

審査基準（ステップ1・2）の評価結果		本省所管		地方局所管（地方局で評価）						9社
		3月決算		1 2月決算			3月決算			
		東京 （東京地区等）	東邦	京葉	京和	熱海	日本 （関東・南 平台地区）	河内 長野	南海	
ステップ1 共通	A 規制部門のガス事業利益率による基準									
	3ヵ年度平均 ① ※2	1.9%	△4.3%	0.0%	5.6%	4.2%	△15.1%	2.3%	△2.8%	-
	9社10ヵ年度平均 ②									3.6%
	9社10ヵ年度の平均を上回っているか。（①>②か）	No	No	No	Yes	Yes	No	No	No	-
ステップ2	B 規制部門の超過利潤累積額による基準									
	2018年度末超過利潤累積額③ ※3	-	-	-	91	△48	-	-	-	-
	2019年度超過利潤④	-	-	-	4	△45	-	-	-	-
	2019年度末超過利潤累積額⑤＝③＋④	-	-	-	95	△94	-	-	-	-
	一定水準額（事業報酬額または本支管投資額）⑥	-	-	-	※4 253	※4 278	-	-	-	-
	一定水準額を上回っているか。（⑤>⑥か）	-	-	-	No	No	-	-	-	-
	C 自由化部門の収支（※5）による基準									
	2018年度⑦	-	-	-	+102	+154	-	-	-	-
	2019年度⑧	-	-	-	+189	+157	-	-	-	-
	2年連続で赤字となっているか。（⑦<0かつ⑧<0か）	-	-	-	No	No	-	-	-	-
評価 結果	変更認可申請命令の対象となるか。 （A及びBがYes、又はA及びCがYesとなるか。）	No	No	No	No	No	No	No	No	-

※2：各年度の規制部門のガス事業利益率（％）の単純平均

※3：2018年度までの超過利潤累積額のうち旧選択約款部分を除いた金額

※4：一定水準額として指定旧供給区域等需要部門に係る本支管投資額（過去5年平均）を採用

※5：自由化部門の収支：自由化部門のガス事業損益

（出典：各事業者の部門別収支計算書、各事業者へのヒアリングにより当委員会事務局作成）

(参考 3) 各社概況 (東京ガス)

<個別決算の概要－対前年比較> (単位：億円)

	2018年度	2019年度	差異	
営業収益	17,685	17,879	※1	194 (+1.1%)
営業費用	17,196	17,259	※2	63 (+0.4%)
うち原材料費	7,254	6,070	△1,184 (△16.3%)	
営業損益	489	620	131 (+26.8%)	
経常損益	629	683	54 (+8.6%)	
当期純損益	537	567	30 (+5.6%)	

●個別決算・主な増減内容の説明

- ※1: 需要件数の減少等によりガス販売量が前期比減少したことに加え、原料費調整制度により売上単価減となったものの、附帯事業（電力販売量の増等）の売上が増加したことなどにより売上高は前期比1.1%増の17,879億円となった。
- ※2: ガス販売量の減少や原油価格の下落等を受けて原材料費が減少したものの、附帯事業費用が増加したことなどから、営業費用全体では前期比0.4%増の17,259億円となった。

<部門別収支の概要－対前年比較> (単位：億円)

		2018年度	2019年度	差異	
一般需要部門 (自由化部門)	営業収益	7,574	6,814	△760	(△10.0%)
	営業損益	360	※1 495	135	(+37.5%)
	当期純損益	360	※1 441	81	(+22.5%)
指定旧供給区域 等需要部門 (規制部門)	営業収益	4,560	4,206	△354	(△7.8%)
	営業損益	70	48	△22	(△31.4%)
	当期純損益	72	※1 40	△32	(△44.4%)
その他部門	営業収益	5,551	※1 6,858	1,307	(+23.5%)
	営業損益	58	76	18	(+31.0%)
	当期純損益	104	86	△18	(△17.3%)

●部門別収支・算定結果の説明

- ※1: 部門別収支を算定した結果、営業損益は一般需要部門（自由化部門）が495億円（利益）、指定旧供給区域等需要部門（規制部門）が48億円（利益）となり、利益率は自由化部門が7.3%、規制部門が1.1%となった。また、当期純損益は自由化部門が441億円（利益）、規制部門が40億円（利益）となった。

<規制部門の料金原価と実績との比較> (単位：億円)

	2015～2017年度 料金原価 (3か年平均)	2017～2019年度 決算 (3か年平均)	差異
ガス事業営業収益 (a)		3,646	
ガス事業営業費用 (b)	4,048	3,558	△490
原材料費	1,340	1,120	△220
労務費	514	436	△78
修繕費	226	187	△39
消耗品費	101	94	△7
委託作業費	506	502	△4
租税課金	204	210	6
需要開発費	189	112	△77
減価償却費	634	583	△51
その他経費	331	310	△21
差引額 (a - b)		88	

(注) 単位未満切り捨てのため、合計等が合わない場合がある。料金原価の原価算定期間は、2015年度下期～2018年度上期の3事業年度。

<自己資本比率 (単体) >

(単位：%)	
2019.3	2020.3
42.9	39.1

<一株当たり配当>

(単位：円)	
2019.3	2020.3
60.0	60.0

(参考3) 各社概況 (東邦ガス)

<個別決算の概要－対前年比較> (単位：億円)

	2018年度	2019年度	差異
営業収益	3,650	3,730	※1 80 (+ 2.2%)
営業費用	3,534	3,572	※2 38 (+ 1.1%)
うち原材料費	1,845	1,711	△ 134 (△ 7.3%)
営業損益	115	157	42 (+ 36.5%)
経常損益	172	208	36 (+ 20.9%)
当期純損益	129	137	8 (+ 6.2%)

● 個別決算・主な増減内容の説明

- ※1: 暖冬影響や設備の稼働減などによりガス販売量が前期比減少したことに加え、原料費調整制度による単価減となったものの、附帯事業（電力販売等）の売上が増加したことなどにより売上高は前期比2.2%増の3,730億円となった。
- ※2: ガス販売量の減少や原油価格の下落等を受けて原材料費が減少したものの、附帯事業費用（電力販売等）が増加したことなどから、営業費用全体では前期比1.1%増の3,572億円となった。

<部門別収支の概要－対前年比較> (単位：億円)

		2018年度	2019年度	差異
一般需要部門 (自由化部門)	営業収益	2,628	※1 2,605	△ 23 (△ 0.9%)
	営業損益	152	※1 168	16 (+ 10.8%)
	当期純損益	146	157	11 (+ 7.1%)
指定旧供給区域 等需要部門 (規制部門)	営業収益	476	404	△ 72 (△ 15.1%)
	営業損益	△ 25	※1 △ 20	5
	当期純損益	△ 12	※1 △ 12	0
その他部門	営業収益	545	720	175 (+ 32.1%)
	営業損益	△ 11	9	20
	当期純損益	△ 4	△ 7	△ 3

● 部門別収支・算定結果の説明

- ※1: 部門別収支を算定した結果、営業損益は一般需要部門（自由化部門）が168億円（利益）、指定旧供給区域等需要部門（規制部門）が△20億円（損失）となり、営業利益率は自由化部門が6.4%、規制部門が△5.0%となった。また、当期純損益は自由化部門が157億円（利益）、規制部門が△12億円（損失）となった。

<規制部門の料金原価と実績との比較> (単位：億円)

	2015～2017年度 料金原価 (3か年平均)	2017～2019年度 決算 (3か年平均)	差異
ガス事業営業収益（a）		449	
ガス事業営業費用（b）	907	469	△ 438
原材料費	334	107	△ 227
労務費	151	97	△ 53
修繕費	44	27	△ 17
消耗品費	22	15	△ 6
委託作業費	90	53	△ 37
租税課金	39	24	△ 14
需要開発費	40	20	△ 19
減価償却費	134	84	△ 50
その他経費	48	38	△ 10
差引額（a－b）		△ 20	

(注) 単位未満切り捨てのため、合計等が合わない場合がある。
 料金原価の原価算定期間は、2015～2017年度の3事業年度。

<自己資本比率（単体）>

(単位：%)

2019.3	2020.3
59.3	57.3

<一株当たり配当>

(単位：円)

2019.3	2020.3
55.0	55.0

(参考3) 各社概況 (地方局所管 - ① 1 2月決算)

(単位：百万円)

	京葉			京和			熱海		
	2018年度	2019年度	差異	2018年度	2019年度	差異	2018年度	2019年度	差異
個別決算（全社）の概要									
営業収益	84,349	91,466	7,117 (+8.4%)	4,572	4,740	168 (+3.7%)	2,223	2,290	67 (+3.0%)
営業費用	80,573	85,935	5,362 (+6.7%)	4,329	4,429	100 (+2.3%)	2,018	2,092	74 (+3.7%)
営業損益	3,776	5,530	1,754 (+46.5%)	243	311	68 (+28.0%)	205	198	△7 (△3.4%)
経常損益	4,318	6,176	1,858 (+43.0%)	267	351	84 (+31.5%)	221	223	2 (0.9%)
当期純損益	3,137	4,382	1,245 (+39.7%)	205	243	38 (+18.5%)	156	152	△4 (△2.6%)
自己資本比率	67.1%	67.0%	-	77.8%	79.4%	-	80.7%	81.3%	-
部門別収支の概要									
一般需要部門（自由化部門）									
営業収益	※1			2,593	2,723	130 (+5.0%)	527	573	46 (+8.7%)
営業損益				102	189	87 (+85.3%)	154	157	3 (1.9%)
当期純損益				88	147	59 (+67.0%)	112	111	△1 (△0.9%)
指定旧供給区域等需要部門（規制部門）									
営業収益	22,353	22,179	△174 (△0.8%)	1,374	1,432	58 (4.2%)	1,202	1,197	△5 (△0.4%)
営業損益	△431	242	673	78	47	△31 (△39.7%)	48	20	△28 (△58.3%)
当期純損益	△188	306	494	67	43	△24 (△35.8%)	42	25	△17 (△40.5%)
その他部門									
営業収益	※1			604	585	△19 (△3.1%)	493	519	26 (+5.3%)
営業損益				62	74	12 (19.4%)	1	20	19 (1990.0%)
当期純損益				48	52	4 (8.3%)	2	15	13 (650.0%)

(出典：各事業者計算書類及び部門別収支に基づき当委員会事務局にて作成)

※1：「ガス料金情報公開ガイドライン」に基づき、部門別収支計算書を公表することにより、特定の需要家に係るガスの購入価額が一般に判明する場合その他当該特定の需要家の権利利益を害する恐れのあるものとして非公表としている。

(参考3) 各社概況 (地方局所管 – ② 3月決算)

(単位：百万円)

	日本			河内長野			南海		
	2018年度	2019年度	差異	2018年度	2019年度	差異	2018年度	2019年度	差異
個別決算（全社）の概要									
営業収益	91,859	101,706	9,847 (+10.7%)	2,142	2,078	△64 (△3.0%)	481	452	△29 (△6.0%)
営業費用	86,734	94,271	7,537 (+8.7%)	2,101	2,022	△79 (△3.8%)	479	459	△20 (△4.2%)
営業損益	5,125	7,435	2,310 (45.1%)	41	56	15 (+36.6%)	2	△6	△8
経常損益	5,218	8,472	3,254 (62.4%)	55	71	16 (+29.1%)	23	6	△17 (△73.9%)
当期純損益	3,266	5,624	2,358 (72.2%)	17	48	31 (+182.4%)	26	1	△25 (△96.2%)
自己資本比率	40.5%	41.5%	-	88.9%	90.4%	-	80.4%	83.1%	-
部門別収支の概要									
一般需要部門（自由化部門）									
営業収益	8,769	12,347	3,578 (+40.8%)	1,511	1,489	△22 (△1.5%)	69	74	5 (+7.2%)
営業損益	△1,512	△233	1,279	50	59	9 (+18.0%)	1	△1	△2
当期純損益	△1,024	87	1,111	23	46	23 (+100.0%)	3	△0	△4
指定旧供給区域等需要部門（規制部門）									
営業収益	31	30	△1 (△3.2%)	631	589	△42 (△6.7%)	412	378	△34 (△8.3%)
営業損益	△4	△4	0	△9	△2	7	0	△5	△5
当期純損益	△3	1	4	△5	0	6	23	1	△22 (△95.7%)
その他部門									
営業収益	83,058	89,328	6,270 (+7.5%)	-	-	-	-	-	-
営業損益	6,642	7,673	1,031 (15.5%)	-	-	-	-	-	-
当期純損益	4,295	5,535	1,240 (28.9%)	0	0	1	-	-	-

2. 総評

（評価の結果）

- 審査基準のステップ1［ガス事業利益率による基準］では、個社の直近3カ年度平均の利益率が9社10カ年度平均の利益率を上回る会社は、京和ガス及び熱海ガスの2社であった。
- ステップ1に該当した2社について、審査基準のステップ2［超過利潤累積額による基準］又は［自由化部門の収支による基準］では、2019年度末超過利潤累積額は一定水準額を下回っており、直近2年連続で自由化部門の収支が赤字となっていなかった。
- 上記より、原価算定期間を終了している旧一般ガスみなしガス小売事業者8社（大阪ガス以外）について、審査基準に基づく評価を実施した結果、変更認可申請命令発動の要否の検討対象となる事業者はいなかった。

（結論）

- 以上を踏まえ、今回事後評価の対象となった事業者について、現行の料金に関する値下げ認可申請の必要があるとは認められなかった。

(案)

番 号
年 月 日

経済産業大臣 宛て

電力・ガス取引監視等委員会委員長

旧一般ガスみなしガス小売事業者の指定旧供給区域等小売供給約款における料金を算定した際に定められた原価算定期間又は原資算定期間終了後に経済産業省が毎年度行う定期的な評価について（回答）

令和2年11月11日付け20201102資第4号により貴職から当委員会に意見を求められた上記の件について、審査を行いました。

審査の結果、下記の対象事業者について、電気事業法等の一部を改正する等の法律附則に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（20170329資第5号）第2（8）④に照らし、値下げ認可申請の必要があるとは認められませんでした。

記

（対象事業者）

- ・東京瓦斯株式会社
- ・東邦瓦斯株式会社

法人番号6010401020516

法人番号2180001022387